

富岳中川原ホーム 介護予防・日常生活支援総合事業 第一号通所事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富岳会が設置運営する介護予防通所介護に相当する第一号通所事業（以下「事業」という。）は、その利用者ができる限り要介護状態とならないで、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことによって利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の介護予防に資するよう、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画に相当する個別の計画（以下「個別計画」という。）を作成し、計画的にサービス提供を行うものとする。

2 提供したサービスについては、個別計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について定期的に評価を行い、また、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にサービス改善を図るものとする。

3 事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。

4 サービス提供に当たっては、利用者の意欲を高め、利用者が主体的に事業に参加するようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をした上で適切な働きかけを行うよう努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：富岳中川原ホーム
- (2) 所在地：静岡県裾野市茶畑 1707 番地の 3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）（介護老人福祉施設 施設長と兼務）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 第一号通所事業従業者

| | |
|-----------|------|
| 生活相談員 | 1人以上 |
| 看護職員・介護職員 | 1人以上 |
| 機能訓練指導員 | 1人以上 |

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申込みに係る調整、他の従事者に対する助言及び技術指導、第一号介護予防支援事業者等との連携・調整を行い、また他の従事者と協力して個別計画の作成等を行う。

看護職員は、利用者の健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救急措置などの看護業務を通じて利用者の日常生活支援を行う。

介護職員は、個別計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護、機能訓練を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 火曜日から土曜日までとする
- (2) 年間の休日 日曜日及び12月31日から1月3日までとする。
- (3) 営業時間 8時から17時までとする。
- (4) サービス提供時間 9時半～15時半
- (5) 延長サービスを行う場合の延長サービス提供時間

提供前：早朝 午前7：00から8：00、提供後：夕方 午後5：00から午後7：00

(第一号通所事業の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、9名とする。

(介護予防通所介護相当サービスの内容)

第8条 介護予防通所介護相当サービスの内容は、次に掲げるもの及びその他必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 健康状態の確認、日常生活上の世話及び送迎
- (2) 機能訓練及びレクリエーション(創作活動等)
- (3) 生活指導(相談・援助等)、食事の提供、入浴介助
- (4) 延長サービス

(利用料等)

第9条 介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、当該介護予防通所介護相当サービスに係る第一号事業費用基準額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料から第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、当該介護予防通所介護相当サービスに係る第一号事業費用基準額とし、当該基準額上の額の支払いを受けるものとする。

3 食事の提供に要する費用については、朝食360円、昼食620円、夕食570円を徴収する。

4 おむつ代については、実費とする。

5 その他、介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

7 サービス提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明

した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

9 法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護予防通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

10 洗濯代 1回100円

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

裾野市

（衛生管理等）

第11条 事業所は、日常生活支援サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所の従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

3 施設は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者はサービスの利用に当たって、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第13条 サービス提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る第一号介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

避難、救出その他必要な訓練を行う回数：年6回

（苦情処理）

第15条 介護予防通所介護相当サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した介護予防通所介護相当サービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町

村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した介護予防通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じる。

(地域との連携)

第18条 施設は、地域との連携を強化するため、必要な措置を講じる。

2 事業所は、災害時等地域住民の協力を得るため、防災訓練を行うにあたって地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等へ参加する等により地域との連携を強化する。

3 事業所は、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修：採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修：年6回

2 事業者は、従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、介護予防通所介護相当サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年5月1日から施行する。

2 この規定は、平成30年4月1日から改定、施行する。

3 この規定は、令和元年12月1日から改定、施行する。

4 この規定は、令和2年4月1日から改定、施行する。

5 この規定は、令和3年4月1日から改定、施行する。